

最良執行方針

平成 22 年 4 月 1 日

バークレイズ・キャピタル証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針にしたがって執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(株価指数連動型投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託の投資証券)等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 第 1 項第 1 号イに規定される「上場株券等」とします。なお、当社ではグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」については、取扱いいたしません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

➤ 上場株券等の取次ぎ方法

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、お客様から特段の指図がない場合には、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことと致します。

- ① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに当該銘柄が上場している国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が開始された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。ただし、お客様が上記の方法によらない執行(当社又は当社海外関連会社等が直接の取引の相手となる方法、取引所外売買、取引所の立会外売買等)をご希望される場合には、お客様と合意した方法により、お客様の注文を執行することもあります。また、国内の金融商品取引所市場に上場する外国株等については、お客様から国内の金融商品取引所市場での執行である旨の指示がない限り、当社海外関連会社等へ取り次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、執行時点において、ブルームバーグ L.P.が主要市場として選定している金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです)に取り次ぎます。

なお、各銘柄について選定された金融商品取引所市場については、当社担当者にお問い合わせいただければ、お伝えいたします。

- (c) 当社は、端株及び単元未満株の注文の取扱いを行います。お客様より特段の指図がない限り当社又は当社海外関連会社等が直接の相手方となります。
- (d) お客様より注文を受注した銘柄の金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていない金融商品取引所市場である場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当社が適切であると考えられる金融商品取引業者を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

「上場株券等」については、金融商品取引所市場に多くの投資家の需給が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。但し、金融商品取引所市場の流動性、約定可能性、取引のスピード等を総合的に勘案した結果、金融商品取引所市場に取次ぐことが必ずしもお客様のニーズと合致しないと考えられる場合は、事前に当社とお客様との間で合意された方法により売買を執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

上記方法とは別に、お客様と執行方法について個別の指示・条件もしくは契約を締結している場合には、その契約等を優先いたします。具体例としては次のような執行方法があります。次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（当社又は当社海外関連会社等が直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、立会外取引のご希望、お取引時間帯のご希望、等）があった取引。

当該ご指示いただいた執行方法

- ② 取引一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

5. ご注意

上記、最良執行方針にもかかわらず、システム障害等の発生により、やむを得ず代替的な方法によりお客様の注文を執行した場合、必ずしも最良執行方針に示したとおりの注文執行方法にならないことがございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

6. 最良執行義務に対する一般的考え方

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上